

令和6年度に係る自己点検・評価の報告書

令和7年6月25日

部局名：薬学部・医歯薬学総合研究科薬科学専攻

1. はじめに

岡山大学では令和3年度に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により実施された本学の大学機関別認証評価の評価報告書において、令和3年度以降の自己点検・評価については、新たに策定した内部質保証体制のもとで実施し、公表することとなっている。

岡山大学内部質保証規則において、内部質保証体制として、学長を統括責任者とし、担当理事を自己点検・評価の責任者かつ各領域における改善及び向上活動の責任者、部局長については、担当理事の指示に基づき、部局における自己点検・評価及び改善・向上を行う部局責任者となっている。

部局の責任者となる学部長（薬学系長）の指示の元、上記を踏まえつつ、令和6年度に係る薬学部・医歯薬学総合研究科（薬学系）における教育研究等の目的に沿った自己点検・評価の実施結果を報告する。

2. 実施体制・手順

学部長（薬学系長）を含む執行組織である学部長室会議において、自己点検・評価を行う委員会等を定めた。点検・評価項目によっては関係する他委員会との協力体制を築いている。委員会は点検・評価の結果を学部長室会議に報告、自己点検・評価委員会において各委員会より提出された自己点検・評価結果に基づく報告書を作成、学部長室会議、定例会議で審議する体制とした。外部評価者の意見を踏まえることも念頭におきつつ、点検・評価体制のブラッシュアップを継続する予定である。

3. 総括

点検・評価を行った結果を以下にまとめる。

・教育課程

学部（薬学科）：評価対象外となる項目を除いた30項目のうち、29項目が【適切】、1項目が【注意が必要】

学部（創薬科学科）：評価対象外となる項目を除いた29項目のうち、27項目が【適切】、2項目が【注意が必要】

大学院（博士前期課程）：評価対象外となる項目を除いた30項目のうち、30項目が【適切】

大学院（博士後期課程）：評価対象外となる項目を除いた31項目のうち、31項目が【適切】

・学生受入

学部大学院ともに5項目のうち、5項目が【適切】

・学生支援

学部大学院ともに11項目のうち、11項目が【適切】

・研究

1項目のうち、1項目が【適切】

・総務

学部：評価対象外となる項目を除いた1項目のうち、1項目が【注意が必要】

研究科・学域：評価対象外となる項目を除いた1項目のうち、1項目が【適切】

全体として、今後の検討事項として取り組む予定の事項も含まれており、概ね点検・評価結果に問題はないと言える。

一方、令和5年度の点検時に注意が必要とした項目のうち、卒業後一定期間の就業経験等を経た卒業生への意見聴取（学部（創薬科学科））及び就職先等への意見聴取（学部（薬学科）、

創薬科学科））の結果において、大学及び部局の目的並びに学位授与の方針に則した学修成果が得られていることが確認できるかの、薬学科においては1項目、創薬科学科においては2項目については、引き続き検討が必要なことから、令和6年度の点検・評価においても【注意が必要】と評価した。

4. 前年度の点検・評価の結果、確認された改善を要する事項（前年度の点検・評価実施時点で対応済のものを除く。）の対応状況

特になし

5. 点検・評価の結果、確認された改善を要する事項のうち主要なもの

特になし

6. 点検・評価の結果、確認された全学での検討が必要な課題のうち主要なもの

特になし

7. 点検・評価の結果、「注意が必要」とした事項に対し、維持・向上させるための活動計画のうち主要なもの

点検・評価を行った活動のうち、教育課程（学部（薬学科））において、「就職先等への意見聴取の結果において、学位授与の方針に則した学修成果が得られていることが確認できるか」の項目を「注意が必要」としている。令和6年度中に、卒業生を通じて就職先の連絡先聴取を実施したが、回答を得られなかつたため、聴取方法の再検討等対応を進める予定である。教育課程（学部（創薬科学科））においては、「卒業後一定期間の就業経験等を経た卒業生及び就職先等への意見聴取の結果において、学位授与の方針に則した学修成果が得られていることが確認できるか」の項目を「注意が必要」としている。令和6年度中にアンケート様式の検討を進めたが、実施には至らなかつたため、引き続き検討を行い、対応を進める予定である。

8. 点検・評価の結果、優れた成果が確認できる取組のうち主要なもの

特になし